新潟市民病院契約公告第８号　　掲示期間１１．１２－１１．２１

# 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を実施するので，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６及び新潟市民病院契約規程第１条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号。以下「規則」という。）第８条及び新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１９年新潟市規則第８８号）第３条の規定に基づき公告する。

なお，この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受けるものである。

令和８年１１月１２日

新潟市病院事業管理者　　五十嵐　修一

１　競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務　一式

(2) 履行の内容等

仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市中央区鐘木４６３－７

新潟市民病院

(4) 契約期間

契約締結の日から令和１２年２月２８日まで

なお，本件は，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札方法

「初期導入に係る費用」と「運用保守業務に係る費用」のうち契約初年度に要する１か月分（月額×１か月）の合計額の金額で入札に付する。なお，落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

また，契約に際しては，初期導入に係る費用を初年度に含めるものとし，運用保守業

務に係る費用は契約期間で均等に分割するものとする。

2　入札に参加する者に必要な資格

(1) 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

3　入札手続等

(1) 担当部局，問合せ先及び契約条項を示す場所

郵便番号９５０－１１９７
新潟市中央区鐘木４６３－７
新潟市民病院　管理課
電　　話　　０２５－２８１－５１５１（代表）
ファックス　　０２５－２８１－５１８７
電子メール：kanri.ch@city.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書等の公開期間及び入手方法

本公告の日から新潟市民病院ホームページでダウンロードすること。
https://www.hosp.niigata.niigata.jp/about/koubo_2026.html

(3) 一般競争入札参加申請書の提出期間，場所及び提出方法

持参の場合：令和８年１１月１２日（木）から令和８年１１月２５日（水）午後５時までに上記３(1)の場所に持参。

郵送の場合：書留郵便に限る。令和８年１１月２５日（水）まで上記３(1)の場所に必着とする。

(4) 仕様書等についての質疑書の提出期間，場所及び提出方法

令和８年１１月１２日（木）から令和８年１１月２０日（金）午後５時までに上記３(1)へ電子メール又はファックスにより提出すること。

(5) 入札・開札の日時，場所

次のとおりとする。
令和８年１２月１１日（金）午前１０時００分
新潟市民病院４階講堂
新潟市中央区鐘木４６３－７

(6) 入札書の提出方法（持参又は郵送すること。）

持参の場合：上記３(5)の指定する日時・場所に持参。

郵送の場合：令和８年１２月１０日（木）午後５時まで上記３(1)の場所に必着とする。

4　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 新潟市民病院契約規程第１条の規定によりその例によることとされる規則第１０条の規定による

(3) 契約保証金 新潟市民病院契約規程第１条の規定によりその例によることとされる規則第３３条及び第３４条の規定による。なお,契約保証金の額は契約金額を一年間当たりの額に換算した金額の１００分の１０以上の金額とする。

(4) 入札の無効

ア　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

イ　入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

ウ　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

エ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する不正の行為によった入札

オ　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

カ　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

キ　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札

ク　その他入札に関する条件に違反した入札

ケ　入札書記載の金額を加除訂正した入札

コ　上記エ，オに該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

(5) 落札者の決定方法

ア　有効な入札書等を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに　代わってくじを引かせ，落札を決定する。

ウ　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(6) 契約書作成の要否：要

(7) 当該調達に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

(8) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

上記２(1)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには，令和８年１１月１９日（木）までに新潟市財務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し，入札参加資格の認定を受けなければならない。

(9) 本件は，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため，本契約締結日の属する年度の翌年度以降において，歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は，本契約を変更又は解除することがある。

(10)　詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Type and amount of services to be procured

Niigata City Hospital Smartphone Introduction and Operation Maintenance Work: 1 set

(2) Deadline for the completion of contracted services

① Initial setup period for smartphone-linked communication service

From the contract date until February 28, 2027

② Smartphone connectivity service operation and maintenance period

From March 1, 2027, to February 28, 2030

(3) Deadline for the submission of bidding registration forms:

From Thursday, November 12, 2026, to Wednesday, November 25, 2026, at 5 PM

(4) Date and time for submission and opening of tenders

10:00 AM, Friday, December 11, 2026

(5) Contact and inquires

Management Division, Department of Hospital Administration,
Niigata City General Hospital, Niigata City Office
463-7 Shumoku, Chuo Ward, Niigata City, 950-1197 Japan
Phone: 025-281-5151 Ext. 3110　(From outside Japan: +81-25-281-5151)
Fax: 025-281-5187 (From outside Japan: +81-25-281-5187)
E-mail: kanri.ch@city.niigata.lg.jp

# 入 札 説 明 書

件名：新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務

令和８年１１月

新潟市民病院事務局管理課

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号），地方自治法（昭和２２年法律第６７号），地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号），地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。），地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号），新潟市民病院契約規程（平成２０年新潟市民病院管理規程第２６号。以下「規程」という），新潟市民病院物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成２０年新潟市民病院管理規程第２８号。以下「特例規程」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## １　競争入札に付する事項

（１）　件名及び数量

新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務　　一式

（２）　履行の内容等

仕様書のとおり

（３）　履行場所

新潟市中央区鐘木４６３－７

新潟市民病院

（４）　契約期間

契約締結の日から令和１２年２月２８日まで

なお，本件は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約とする。

（５）　入札方法

「初期導入に係る費用」と「運用保守業務に係る費用」のうち契約初年度に要する１か月分（月額×１か月）の合計額の金額で入札に付する。

なお，落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

また，契約に際しては，初期導入に係る費用を初年度に含めるものとし，運用保守業務に係る費用は契約期間で均等に分割するものとする。

## ２　入札に参加する者に必要な資格

（１）　新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

（２）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（３）　新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受

けていない者であること。

## ３　問い合わせ先

郵便番号９５０－１１９７
新潟市中央区鐘木４６３－７
新潟市民病院　管理課
電　　話　　０２５－２８１－５１５１（代表）
Ｆ　Ａ　Ｘ　　０２５－２８１－５１８７
電子メール　kanri.ch@city.niigata.lg.jp

## ４　競争入札参加申請等

（１）　入札参加者は，一般競争入札参加申請書（別記様式第１号）に秘密保持誓約書（別記様式第２号）を添えて，令和８年１１月２５日（水）午後５時までに第３項の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出しなければならない。
なお，持参する場合の受付時間は，平日午前８時３０分から午後５時までとする。また，提出された書類に関し説明を求められた場合は，随時それに応じなければならない。

（２）　競争入札参加申請後に入札参加を辞退するときは，その旨を書面で届け出ること。

（３）　競争入札参加資格確認結果については，本項第１号により提出された書類に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し，令和８年１２月１日（火）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。

## ５　入札保証金

新潟市民病院契約規程第１条の規定によりその例によることとされる規則第１０条の規定による。

## ６　入札及び開札

（１）　入札及び開札の日時，場所
令和８年１２月１１日（金）午前１０時００分
新潟市民病院４階講堂
新潟市中央区鐘木４６３－７

（２）　郵送による入札書等の提出期間及び提出先
令和８年１２月２日（水）から令和８年１２月１０日（木）午後５時までに第３項の場所へ提出すること（書留郵便に限る）。

（３）　入札参加者又はその代理人は，別添の仕様書，契約書（案）及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。
また，仕様書等について疑義がある場合は，質疑書（別記様式第５号）を令和８年１１月１２日（木）から令和８年１１月２０日（金）午後５時までに第３項の場所

へ電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

（４）　入札参加者又はその代理人は，本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

（５）　入札室には，入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

（６）　入札参加者又はその代理人は，入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。

（７）　入札参加者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に第４項第３号の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可），並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状（別記様式第７号）を提出すること。

（８）　入札参加者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

（９）　入札参加者又はその代理人は，入札の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第６号）を提出しなければならない。

ア　入札参加者の住所，会社（商店）名，氏名及びその押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
ただし，代理人が入札する場合は，入札参加者の住所，会社（商店）名，氏名，受任者名（代理人の氏名）及びその押印

イ　入札金額

ウ　履行場所

エ　品名（件名）及び数量

オ　品質・規格

カ　詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

（１０）入札に係る文書に使用する言語は，入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

（１１）郵送により入札する場合は，入札書は封書とし，その封皮に入札の日付，品名，入札参加者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載すること。
また，入札書を入れた封筒を二重封筒とし，外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上，本項第７号で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し，書留郵便で郵送すること。
加入電信，電報，電話，電子メール等その他の方法による入札は認めない。

（１２）入札書等及び委任状は，ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。

（１３）入札参加者又はその代理人は，入札書等の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印すること。ただし，入札金額の訂正は認めない。

（１４）入札参加者又はその代理人は，提出した入札書の引換え，変更，取消しをするこ

とができない。

（１５）不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

（１６）談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，入札を中止し，又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

（１７）開札は，入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において，入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（１８）開札した場合において，有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，本項第１号の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については，別途指示する。また，第７項各号に該当する無効入札をした者は，再度入札に加わることができない。

（１９）再度入札は１回とし，落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規程により，再度入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

## ７　入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

（１）　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

（２）　入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

（３）　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

（４）　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する不正の行為によった入札

（５）　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

（６）　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

（７）　入札公告等において示した入札書の提出期限までに到着しなかった入札

（８）　その他入札に関する条件に違反した入札

（９）　入札書記載の金額を加除訂正した入札

（１０）本項第４号又は第５号に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

## ８　落札者の決定

（１）　有効な入札書等を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

（２）　落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。

（３）　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった者から請求があったときは，落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由，並びに当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を，速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

## ９　低入札価格調査の実施

業務履行が困難と危惧される低価格での入札があった場合は，落札を保留し，費用，履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果，履行困難と判断したときは，その者を失格とする場合がある。

## １０　契約の停止等

本件に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

## １１　契約保証金

新潟市民病院契約規程第１条の規定によりその例によることとされる規則第３３条及び第３４条の規定による。なお,契約保証金の額は契約金額を一年間当たりの額に換算した金額の１００分の１０以上の金額とする。

## １２　契約書の作成

（１）　契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から１０日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延期することができる。

（２）　契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

（３）　落札者は，落札金額に対応する項目（機器等）毎の内訳明細書を作成し，速やかに提出すること。

## １３　支払いの条件

本件に係る代金は，本市の検査に合格した後，適正な請求書に基づいて支払う。

① スマートフォン連携通信サービス初期導入：業務完了後一括払

② スマートフォン連携通信サービス運用保守：月額払

## １４　契約条項

別添「委託契約書（案)」による。

## １５　競争入札参加資格審査申請

第４項第１号で規定する一般競争入札参加申請時に，第２項第１号で示す名簿に登載されておらず，本入札に参加を希望する者は，「政府調達（ＷＴＯ）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書」を令和８年１１月１９日（木）までに次の申請先へ提出しなければならない。申請書類は，新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。

この場合，入札参加者は，本申請書類の一部である「政府調達（ＷＴＯ）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第４項第１号で規定する提出書類に含め，一般競争入札参加申請を行うこととする。

申請（問い合わせ）先　　郵便番号951－8550
新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
新潟市財務部契約課物品契約係
電話：０２５－２２６－２２１３（直通）
http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

## １６　その他

（１）　入札書の到着確認，入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

（２）　本件は，地方自治法第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため，本契約締結日の属する年度の翌年度以降において，歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は，本契約を変更又は解除することがある。

別記様式第１号

# 一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（あて先）新潟市病院事業管理者

（申請者）所　在　地
称号又は名称
代表者氏名　　（押印不要）

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので，入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

| 項　　目 | | 摘　　要 |
|---|---|---|
| 入札公告年月日 | | 令和８年１１月１２日 |
| 公　告　番　号 | | 新潟市民病院契約公告第８号 |
| 調達物品名 | | 新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務 |
| 競争入札参加資格者名簿への登録 | | □済　　□申請中 |
| 添　付　書　類 | | ・秘密保持誓約書（様式第２号）<br>・その他（　　） |
| 連絡先 | 担当者 | |
| | 電　話 | |
| | ＦＡＸ | |
| | e-mail | |

別記様式第２号

# 秘密保持誓約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は，「新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務（以下「本件」という。）」の秘密保持に関し新潟市民病院（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第１条　この秘密保持誓約書（以下「本誓約」という。）は，甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第２条　本誓約において秘密情報とは，甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で，公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第３条　前条にかかわらず，本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

（１）　公知の情報

（２）　甲から乙が開示を受けた後，乙の責によらないで公知となった情報

（３）　開示について甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第４条　乙は，甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また，第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は，乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

（目的外使用の禁止）

第５条　乙は，秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし，本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

（情報の返還）

第６条　乙は，本件の履行完了後，甲から開示・提供を受けた秘密情報（甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む）を直ちに返還します。ただし，甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は，その指示に従います。

（損害賠償）

第７条　乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し，又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合，甲は乙に対して損害賠償を請求し，かつ甲が適当とする必要な措置を採ってもかまいません。

（協議事項）

第８条　本誓約に定めのない事項に関しては，別途甲と協議の上，円満に解決を図ります。

（個人情報の保護）

第９条　乙は，本件を履行するための個人情報の取扱いについて，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守します。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第１０条　乙は，この契約を履行するに当たり，新潟市情報セキュリティポリシーを遵守します。

誓約日　　年　　月　　日

（乙）所　　在　　地
　　称号又は名称
　　代 表 者 氏 名　　（押印不要）

別記様式第５号

# 質　疑　書

年　　月　　日

住　所
　　商号又は名称
代表者氏名　　（押印不要）
（担当者　　）
（電話番号　　）
（ファックス番号　　）

１　公告番号　　新潟市民病院契約公告第８号

２　件　　名　　新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務

| 質　疑　事　項 |
| --- |
| |

注１　この質疑書は，仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注２　提出期限は令和８年１１月２０日（金）午後５時です。提出期限を過ぎた場合は受理しません。

注３　回答は，令和８年１１月２５日（水）までに新潟市民病院ホームページ内の一般競争入札公告一覧に掲載します。

別記様式第６号

# 入札（見積）書

年　　月　　日

**新潟市病院事業管理者　様**

住　　所

氏　　名

㊞

受 任 者　　㊞

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金　　額 | | | 百 | | | 千 | | | 円 | |
| 履 行 場 所 | | | | | | | | | | |
| 品　　名 | 品質・規格 | | 数　　量 | | 単　　価 | | 金　　額 | | | |
| | | | | | | | | | | |

（注）入札（見積）額は，消費税及び地方消費税を含まないものとする。

別記様式第６号
**［記載例］**

# 入札（見積）書

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地，名称及び代表者を記載し，登録している「使用印」を押印してください。
（委任状を提出する場合は，社印・代表者印は省略できます）

〇〇年〇〇月〇〇日

**新潟市病院事業管理者　様**

住　　所　〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
氏　　名　△△株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇　㊞

・代表者本人が入札する場合は記入不要です。
・委任する場合は，受任者名を記入し，委任状と同じ印を押印してください。

受　任　者　〇〇　〇〇　㊞

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ入札（見積）いたします。

総額（税抜）の金額（※）を記入してください。
下記内訳の「金額」欄の合計と同額。
※長期継続契約のため、「初期導入にかかる費用」と「運用保守業務に係る費用」のうち契約初年度に要する１か月分（月額×１か月）の合計額

| 金　　額 | ¥ | 百 | 千 | 円 |
|---|---|---|---|---|
| | | 〇 | 〇〇〇〇 | 〇〇〇 |

| 履　行　場　所 | 〇〇〇〇〇 |
|---|---|

| 品　　名 | 品質・規格 | 数　量 | 単　　価 | 金　　額 |
|---|---|---|---|---|
| 新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務 | | 一式 | 〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |

“仕様書のとおり”という記載でも結構です。

※長期継続契約のため「初期導入にかかる費用」と「運用保守業務に係る費用」のうち契約初年度に要する１か月分（月額×１か月）の合計額を記入してください。

（注）入札（見積）額は，消費税及び地方消費税を含まないものとする。

別記様式第７号

# 委　　任　　状

年　　月　　日

新潟市病院事業管理者　様

私は次の者をもって，下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委　任　者　　住　所

氏　名　　印

受　任　者　　氏　名　　印

記

件　名　　新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務

別記様式第７号

［記載例］

# 委　　任　　状

年　　月　　日

新潟市病院事業管理者　様

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地，名称及び代表者を記載し，登録している「使用印」を押印してください。

私は次の者をもって，下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委　任　者　　住　所　○○県○○市○○区○○町
○丁目○○番○○号
氏　名　　△△株式会社
代表取締役　○○　○○　　印

受　任　者　　氏　名　○○　○○　　印

記

件　名　　新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務

# 新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務仕様書

## １ 目的

新潟市民病院（以下「当院」という。）において、既存の構内電話交換機（以下「ＰＢＸ」という。）とスマートフォンを連携させる通信サービスを導入し、スマートフォン、固定電話及びＰＨＳ相互間の内線通話を可能とするとともに、電子カルテ等の院内システムを利用するための安全な通信環境を構築する。また、ＭＤＭサービスによるスマートフォンの機能及び利用制限等を行い、安全かつ適切に管理・運用するため、スマートフォン、通信回線、関連機器及びアプリケーションの導入並びにこれらに係る環境構築、設定、運用保守その他必要な業務を一体的に調達することを目的とする。

## ２ 調達概要

調達対象は次のとおりとする。

（１） スマートフォン連携通信サービス初期導入
ア　スマートフォン連携通信サービス環境構築 一式
イ　スマートフォン本体及び付属品　２７０台
ウ　物理ＳＩＭカード　２５０枚
エ　スマートフォン連携通信サービス設定等 一式
（２） スマートフォン連携通信サービス運用保守
ア　スマートフォン連携通信サービス回線及びスマートフォン回線
イ　ＭＤＭライセンス　 一式
ウ　スマートフォン連携通信サービス及び携帯端末保守 一式

## ３　納入場所

新潟市中央区鐘木 463 番地７　新潟市民病院

## ４　履行期間

（１） スマートフォン連携通信サービス初期導入
契約締結の日から令和９年２月２８日まで
（２） スマートフォン連携通信サービス運用保守
令和９年３月１日から令和１２年２月２８日まで

## ５　支払方法

（１） スマートフォン連携通信サービス初期導入：業務完了後一括払
（２） スマートフォン連携通信サービス運用保守：月額払い

## ６ スマートフォン連携通信サービス要件

（１） スマートフォン連携通信サービス環境構築
ア　ＰＢＸ連携

・ 既存ＰＢＸと連携し、スマートフォンと既存の固定電話及びＰＨＳとの間並びにスマートフォン同士で内線番号による発着信及び通話が可能であること。
・ 同時通話チャンネル数は４６ｃｈとする。
・ ＰＢＸと接続するため、必要となる通信機器を設置すること。なお、当院のＰＢＸは次のとおりとする。

電話交換機機種：沖電気工業製　ＤＩＳＣＯＶＥＲＹ ｎｅｏ

保守業者：双峰通信工業　株式会社

・ ＰＢＸとの接続に必要となる、ＩＳＤＮ１５００規格を有するＰＲＩユニット、関連ライセンス、機器及びＰＢＸ側の設置・設定等については本調達に含めること。
・ 携帯通信事業者の通信サービス提供エリア内において内線通話が可能なこと。
・ 当該サービス利用に必要となる光回線は当院で用意するものを使用する。なお、当院が用意する光回線は、フレッツ光ネクスト　ファミリー・ギガラインタイプとする。

イ　電子カルテ連携

・ 電子カルテ等の院内システムとの通信については、インターネットを経由せず、モバイル閉域ネットワークを利用したセキュアな通信環境を構築すること。
・ 電子カルテ等の院内システムとの通信環境構築における受注者の対象範囲は、光回線終端装置（ＯＮＵ）までとする。
・ 当院の電子カルテは次のとおりとする。

電子カルテメーカー：富士通株式会社

電子カルテモバイルクライアント：ＰｏｃｋｅｔＣｈａｒｔ

保守業者：富士通株式会社

・ 当該サービス利用に必要となる光回線は当院で用意するものを使用する。なお、当院が用意する光回線は、フレッツ光ネクスト　ファミリー・ギガラインタイプとする。
・ 電子カルテモバイルクライアントのＰｏｃｋｅｔＣｈａｒｔは当院が用意するものとする。受注者はＰｏｃｋｅｔＣｈａｒｔを利用するためのスマートフォン側の環境設定として、以下を行うものとする。

① 当院が提示する設定条件（SSID、認証方式、証明書等）に基づき、MDMを利用して Wi-Fi 接続プロファイルを端末に配布すること。

② ①の設定に基づき院内 Wi-Fi に接続できること。

③ 当院が提供したＰｏｃｋｅｔＣｈａｒｔアプリケーションを、MDMを利用して端末に配信すること。

④ モバイル回線（閉域網）経由で電子カルテシステムを利用できるよう、閉域網に接続するスマートフォンにそれぞれ固定のＩＰアドレスを割り当てること。割り当てるＩＰアドレスの範囲は、当院の既存ネットワークと重ならないよう、当院と協議のうえ決定する。

ウ　モバイル閉域ネットワークの構築

スマートフォンからインターネットへの通信は、原則として制限する。ただし、MDMの制御通信に必要な通信先に限り許可するものとする。

エ　スマートフォン連携通信サービス利用エリア及び電波環境改善

・　院内利用エリアは院内全域とする。
・　サービスの提供開始までに電波状況調査を実施し、院内サービス利用エリアにおいて利用できない箇所については、必要な電波環境改善策、工事範囲、工程等を提示のうえ、受注者の責任において解消すること。ただし、やむを得ない場合は契約後１年を目途に改善を図ること。なお、この期限までに恒久的な電波環境改善の完了が困難な場合は、当該期間におけるスマートフォンの利用に支障が生じないよう、受注者の責任において実現可能な代替措置又は暫定的な通信手段を講じること。

　さらに、運用開始後においても電波状況等の不具合が判明した場合は、受注者の責任において適宜電波環境改善を図ること。なお、計測上の数値に問題がないとしても、電波状況が悪い、音声通話の品質に問題があると病院が判断した場合は、解消できるよう電波環境改善を図ること。
・　代替措置等を実施する場合は、当院と協議の上で実施すること。
・　電波環境改善に係る工事等を実施する場合は、病院業務への影響及び安全性に配慮し、当院と事前に調整すること。

（２）　スマートフォン連携通信サービス機能要件

ア　通話中の内線通話を保留し、他の内線へ転送できること。

イ　話中、無応答、圏外又は電源断等の状態に応じ、あらかじめ設定した内線へ転送（無条件転送、応答遅延転送、話中転送、圏外転送）できること。

ウ　スマートフォンの電話帳から内線発信できること。

エ　内線着信時に発信元の内線番号を表示し、着信履歴から折り返し発信できること。ただし、転送された通話は除く。

オ　当院の管理者が内線番号の設定・変更ができること。また、通話履歴及び転送設定を確認できること。

カ　スマートフォン交換時に、同一内線番号を代替端末へ移行できること。

キ　スマートフォンから、ＰＢＸ経由で外線発信（特番＋０発信）ができること。この場合、内線番号発信と同様に電話帳から発信できること。

ク　通信事業者から付与される携帯電話番号（０９０／０８０／０７０）による携帯電話としての外線発信を規制できること。ただし、緊急通報（１１０／１１９）は発信可能であること。

ケ　スマートフォンからの内線発信及び外線発信に必要な桁数に対応していること。

コ　海外滞在中の内線番号による国際ローミング着信について、スマートフォン毎に制限できること。

サ　スマートフォンでの通話履歴について、一定期間分のデータをファイル形式で取得できること。

（３）　ＭＤＭ機能

ア　スマートフォン情報の取得が可能であること。（ＯＳ、シリアル番号、アプリ一覧）

イ　スマートフォンのデバイス機能制限設定が可能であること。（利用アプリ制限、パスコード、カメラ、初期化、スクリーンショット制限、外部メモリ制限、USB外部接続）

ウ　アプリケーションの配信、無効化機能を有すること。

エ　スマートフォン紛失や盗難時における遠隔ロック機能を有すること。

オ　管理画面でスマートフォンの設定や機能制限等が一括、グループまたは個別に設定できること。
カ　スマートフォン初期化・システムアップデートの制御ができること。
キ　アプリ機能内のスクリーンショット（画面キャプチャ）機能が制限できること。
ク　指定外アプリのインストールが制限できること。
ケ　スマートフォンの画面ロック解除の制限ができること。
コ　スマートフォンのホーム画面のレイアウトを一括または個別に設定できること。
サ　ＵＳＢを使用するＰＣ及び外部ストレージ等のデータ接続制限ができること。
シ　指定外Ｗｉ－Ｆｉの接続制限ができること。
ス　携帯端末のテザリング制限ができること。
セ　上記の機能を操作するため、Web ブラウザから利用できる管理画面を提供すること。本管理機能を利用可能なメンバーを制限できること。なお、本要件はインターネットでの提供を可とする。

（４）　電話帳管理機能

管理者が電話帳データを一括管理でき、管理対象のスマートフォンから共有電話帳として閲覧できること。

（５）　スマートフォン連携通信サービス保守

ア　スマートフォン連携通信サービスの保守に関し、平日９時～１７時は受付対応すること。
イ　運用管理者からの端末操作に関する問い合わせ及びインシデント発生時に、早期の解決を目的とした窓口があること。

7 スマートフォン要件

（１）　スマートフォン及び付属品の数量（すべて新品に限る）

ア　スマートフォン　２７０台
イ　充電器・ケーブル　２７０式（スマートフォンに適合し、安全規格を満たすもの）
ウ　画面保護フィルム　２７０枚（スマートフォンに適合するもの）
エ　本体保護ケース　２７０個（ストラップを取り付けることが可能なものに限る。）
オ　ストラップ　２７０式（医療スタッフ用ネックストラップで色は赤、長さ約1,600ｍｍ、幅約 15ｍｍ、着脱パーツ・安全装置・長さ調整付き）

（２）　スマートフォン仕様

ア　Ａｎｄｒｏｉｄ ＯＳ端末であり、ＯＳはＡｎｄｒｏｉｄＯＳ１６以上とする。
イ　耐水及び防塵性能は、防水はＩＰＸ５、ＩＰＸ８及びＩＰＸ９の各等級を満たし、防塵はＩＰ６Ｘに適合すること。
ウ　バッテリー容量は５０００ｍＡｈ以上であること。
エ　端末サイズ及び重量は、幅約 76 ㎜、高さ約 166 ㎜、厚さ約 8.8 ㎜、重さ約 200ｇを目安とし、画面サイズは６インチ以上であること。
オ　内部ストレージ容量は６４ＧＢ以上、RAM 容量は４ＧＢ以上であること。
カ　ワンセグ及びフルセグを利用したテレビ機能（チューナー）を有さないこと。
キ　充電はＵＳＢ　Ｔｙｐｅ－Ｃに対応すること。
ク　布等によるアルコール消毒を行った場合に、スマートフォンの機能に支障を生じないこと。

ケ　スマートフォンの故障・破損・水濡れ・紛失等に備え、予備機による運用を前提とし、運用に必要な予備機の台数及び予備機が不足した場合の補充方法、修理・交換の対応方法及び費用負担の考え方を提示すること。

（３）　キッティング

ア　標準設定及び初期セットアップを行うこと。初期セットアップではAndroid Enterpriseを選択し、事前に利用するＭＤＭのエージェントをインターネット環境でインストールすることを含む。本インターネット環境及び作業場所は、受注者が用意すること。

イ　次の付属品を準備し、スマートフォンへの取付けを行うこと。

- 本体保護ケース
- 画面保護フィルム
- 充電器（ＡＣアダプタ、２０Ｗ対応）
- ストラップ
- 携帯電話番号表示シール（「新潟市民病院」「０Ｘ０－ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸ」の２行で作成）
- 内線番号表示シール（４桁番号）

ウ　当院が指定する初期パスワードを設定すること。

エ　ＭＤＭの登録、プロファイル及びポリシーを設定すること。

オ　当院が指定する下記のアプリケーションのインストールを行うこと。なお、インストールに必要なＡＰＫファイルは、当院が各アプリケーションの提供元から入手し、受注者に提供するものとする。

- PocketChart（モバイルカルテ）
- Taikoban（二要素認証）
- Chat&Messenger（チャットシステム）

カ　当院が指定する管理番号等のラベルを本体及び外箱に貼付すること。

キ　キッティング内容、スマートフォン情報一覧、当院が実施する受入検査の方法及び受入検査記録フォーマットを提出すること。

８ スマートフォン回線要件

（１）　スマートフォン２５０台で利用する移動体通信回線を提供すること。

（２）　料金プラン

ア　スマートフォン間及びスマートフォンと院内固定電話及びＰＨＳとの内線通話について、通話時間に応じた従量制の通話料金が発生しないこと。

イ　ＳＩＭカード１枚あたりの月間データ通信容量は２ＧＢ以上であること。

ウ　通信事業者から付与される携帯電話番号による外線発信について、契約上必要となる音声通信料金は、無料通話分の共有又は定額料金等により対応できる料金体系とすること。

エ　データ通信量及び音声通信について、複数回線全体で効率的に利用できる料金体系とすること。

オ　以上の条件を満たし、かつ経済的な料金プランとすること。

（３）　７（１）アに定めるスマートフォン２７０台のうち２０台は、移動体通信回線の契約を伴わない予備端末とすること。

9　運用保守要件

（1） スマートフォン連携通信サービス、スマートフォン本体、回線、ＭＤＭについて、それぞれの問い合わせ窓口に関する情報（窓口名、受付方法、受付時間、対応時間、対応範囲、オンサイト対応可否等）を提供すること。なお、原則として各窓口の営業時間内において問い合わせ対応が可能であること。

（2） 障害発生時は、一次切り分けを当院で行い、各窓口の営業時間内において、ＰＢＸ連携部分、回線、スマートフォン、ＭＤＭの確認及び担当範囲内での切り分けを行い、必要に応じて関係事業者への問い合わせ又は連携が可能な体制とすること。

（3） 緊急時には、受注者の営業時間内において、概ね６０分以内で当院へ到着できる体制とすること。

10 見積条件等

本調達においては長期継続契約とすることから、スマートフォン連携通信サービス初期導入費用及びスマートフォン連携通信サービス運用保守費用を区分して見積もるものとする。

（1） スマートフォン連携通信サービス初期導入（業務完了後一括払）

ア　スマートフォン連携通信サービス環境構築 一式

イ　スマートフォン本体及び付属品　一式

ウ　スマートフォン連携通信サービス導入費用 一式

- ＭＤＭ環境構築費用
- スマートフォンキッティング費用

（2） スマートフォン連携通信サービス運用保守（月額）

ア　スマートフォン連携通信サービス回線及びスマートフォン回線

- スマートフォン連携通信サービス回線費用
- スマートフォン回線費用（基本使用料、データ通信料等）

イ　ＭＤＭライセンス利用料　 一式

ウ　スマートフォン連携通信サービス保守費用及びスマートフォン保守費用 一式

エ　電話帳管理機能利用料

（3） 本仕様書に明記がない場合でも、システムの正常稼働に必要な費用は見積に含めること。

11　受注者の条件

プロジェクト責任者、設計、構築、保守及びセキュリティの体制図並びに役割分担を提示すること。

12　成果品等

受注者は成果品として次の完成図書を提出すること。

（1） 全体：体制図、保守窓口連絡先一覧、全体構成図

（2） スマートフォン連携通信サービス：機器構成、設定及び試験結果

（3） スマートフォン：スマートフォン情報一覧（回線番号リストを含む。）

（4） キッティング：キッティングシート、受入検査手順、受入検査記録フォーマット

（５） ＭＤＭ：パラメータシート、管理機能の操作マニュアル
（６） 利用者マニュアル：利用者配付用のスマートフォン簡易マニュアル

13　災害対応等

大規模災害が発生しエリア基地局が使用できなくなった場合におけるリスクの説明及び冗長化やバックアップ体制等の災害対応案を具体的に示すこと。

14　機密保持等

（１） 受注者は、業務の遂行上知り得た個人情報及び当院が機密とする事項を第三者に漏らしてはならない。
（２） 受注者は、業務の履行上知り得た事項及び受注者の業務の履行にあたり当院が提供した情報を当院の事前の許諾なくして第三者に提供してはならない。

15　その他

本仕様書に定めのない事項については、当院と受注者との協議により定めるものとする。

# 委　託　契　約　書（案）

新潟市民病院（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、下記の業務について次のとおり契約を締結する。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 委託業務の名称 | 新潟市民病院スマートフォン導入及び運用保守業務 |
| 2 | 委託業務の内容 | 別添「業務仕様書」に定めるところによる |
| 3 | 履行場所 | 新潟市民病院 |
| 4 | 履行期間 | 契約締結の日から令和１２年　２月２８日　まで |
| 5 | 契約金額 | 総額　　金　　円<br>（うち消費税及び地方消費税の額　　円） |
| 6 | 契約保証金 | 新潟市民病院契約規程第１条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第３３条及び第３４条の規定による。 |
| 7 | その他 | 実施方法は甲の指示及び業務仕様書に基づいて実施すること |

この契約を証するため，本書を２通作成し，甲乙両者が記名押印の上，各自１通を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

甲　　新潟市中央区鐘木４６３番地７
新潟市民病院
新潟市病院事業管理者　　五十嵐　修一

乙

# 業務委託契約条項

（総則）

第１条　甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

３　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

４　乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

５　この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。

７　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

８　この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

９　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）の定めるところによるものとする。

１０　この契約における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）、商法（明治３２年法律第４８号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）の定めるところによるものとする。

１１　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１２　この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

第２条　乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

（１）　契約保証金の納付

（２）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

（４）　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　前項各号の金員は、契約金額の１００分の１０以上としなければならない。

３　第１項の規定により、乙が同項第２号又は第３号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

４　第１項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第３４条第３号、第４号、第６号又は第７号のいずれかに該当するときは、第１項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

５　甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第１項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）
第３条　乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（特許権等の使用）
第４条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（再委託の禁止等）
第５条　乙は、第三者に対し、業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
２　乙は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の内容を記載した書面を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により履行着手後に再委託を行う場合にあっては、速やかに再委託の内容を記載した書面を提出し、甲の承諾を得るものとする。
３　乙は、前項の規定により再委託をするときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して一切の責任を負うものとする。

（履行の監督）
第６条　甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（一般的損害）
第７条　業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）
第８条　業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
２　前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

（履行届書の提出）
第９条　乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）
第１０条　甲は、履行届書を受理したときは、業務の成果について、その日から起算して１０日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。
２　甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第１６条の規定を準用する。

３　乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第１項の規定を準用する。
４　第１項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

（引渡し）
第１１条　業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
２　成果品の検査については、前条の規定を準用する。
３　甲は、成果品が前項の検査（第６項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
４　成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
５　甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第１６条の規定を準用する。
６　乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第２項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第３項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）
第１２条　乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。
２　甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）
第１３条　乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に当該委託料を支払わなければならない。
３　甲が第１項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、第２項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとしないものとする。
４　乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第２項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）
第１４条　乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
２　甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
３　前２項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第１５条　乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

２　前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数１日につき契約金額の１、０００分の１に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

３　第１項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

（契約不適合責任）

第１６条　業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

２　乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。

３　前２項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

４　甲は、契約不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、第１項及び第２項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

５　第１項及び第２項の請求について、民法第５６２条第１項ただし書は適用しないものとする。

６　第１項及び第２項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（契約の変更）

第１７条　甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

２　前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

（甲の解除権）

第１８条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（１）　履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

（２）　正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

（３）　乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　この契約の締結又は履行について、不正があったとき。

（２）　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

（３）　自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

（４）　差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。

（５）　破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

（６）　解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
（７）　下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）第６条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第７条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
（８）　前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
（９）　前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
３　甲は、前２項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
４　乙は、第２項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
５　乙は、第１項及び第２項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）
第１９条　乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。
（１）　自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
（２）　反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
　ア　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
　イ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
　ウ　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
　エ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
（３）　自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
（４）　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
（５）　自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
　ア　暴力的な要求行為
　イ　法的な責任を超えた不当な要求行為
　ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
　エ　風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
　オ　この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
　カ　この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
　キ　その他アからカに準ずる行為
２　乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
（１）　前項第１号から第３号の確約に反したことが判明した場合
（２）　前項第４号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
（３）　前項第５号の確約に反した行為をした場合
３　前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
４　乙は、第２項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（談合その他不正行為による解除）
第２０条　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
（１）　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第７７条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
（２）　乙が独占禁止法第７７条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
（３）　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。
２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（解除に伴う措置）
第２１条　乙は、甲が第１８条第１項若しくは第２項又は第２０条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の１０分の１に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
２　第２条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
３　第１項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（賠償額の予定）
第２２条　乙は、この契約に関して第２０条第１項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１０分の２に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。
（１）　第２０条第１項第１号及び第２号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
（２）　第２０条第１項第３号に掲げる場合において、刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。
２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
３　前２項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前２項の額を甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）
第２３条　乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。
２　甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。
３　乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求

をすることができる。

（危険負担）
第２４条　成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。
２　第１０条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第１１条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

（費用の負担）
第２５条　この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（反社会的勢力からの不当介入等に対する措置）
第２６条　乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。
２　甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（疑義の決定）
第２７条　この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（個人情報の保護）
第２８条　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

別　記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は，この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し，又は解除された後においても，同様とする。

（収集の制限）

第３条　乙は，この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは，この契約の履行に必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

（適正管理）

第４条　乙は，この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい，滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５条　乙は，甲の指示がある場合を除き，この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し，又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６条　乙は，この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し，又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第７条　乙は，この契約の履行に当たって甲から引き渡され，又は乙自らが収集し，若しくは作成した個人情報が記録された資料等は，この契約終了後直ちに甲に返還し，又は引き渡すものとする。ただし，甲が別に指示したときは，その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第８条　乙は，この契約の履行に従事している者に対して，在職中及び退職後において，その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと，又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど，個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第９条　甲は，必要があると認めるときは，乙がこの契約の履行に当たり，取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第１０条　乙は，この契約に違反する事態が生じ，又は生ずるおそれのあることを知ったときは，速やかに甲に報告し，甲の指示に従うものとする。

（指示）

第１１条　甲は，乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について，その取扱いが不適当と認められるときは，乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第１２条　甲は，乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは，契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

委託料の年度別内訳

別記2

| 年度 | 月 | 税込み金額 | 内消費税等 | 税抜き金額 |
|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 初期導入※１ | | | |
| | ３月運用保守※２ | | | |
| | 合計 | | | |
| Ｒ９年度 | ４月運用保守※２ | | | |
| | ５月運用保守※２ | | | |
| | ６月運用保守※２ | | | |
| | ７月運用保守※２ | | | |
| | ８月運用保守※２ | | | |
| | ９月運用保守※２ | | | |
| | １０月運用保守※２ | | | |
| | １１月運用保守※２ | | | |
| | １２月運用保守※２ | | | |
| | １月運用保守※２ | | | |
| | ２月運用保守※２ | | | |
| | ３月運用保守※２ | | | |
| | 合計 | | | |
| R10年度 | ４月運用保守※２ | | | |
| | ５月運用保守※２ | | | |
| | ６月運用保守※２ | | | |
| | ７月運用保守※２ | | | |
| | ８月運用保守※２ | | | |
| | ９月運用保守※２ | | | |
| | １０月運用保守※２ | | | |
| | １１月運用保守※２ | | | |
| | １２月運用保守※２ | | | |
| | １月運用保守※２ | | | |
| | ２月運用保守※２ | | | |
| | ３月運用保守※２ | | | |
| | 合計 | | | |
| R11年度 | ４月運用保守※２ | | | |
| | ５月運用保守※２ | | | |
| | ６月運用保守※２ | | | |
| | ７月運用保守※２ | | | |
| | ８月運用保守※２ | | | |
| | ９月運用保守※２ | | | |
| | １０月運用保守※２ | | | |
| | １１月運用保守※２ | | | |
| | １２月運用保守※２ | | | |
| | １月運用保守※２ | | | |
| | ２月運用保守※２ | | | |
| | 合計 | | | |
| | | | | |

**※1初期導入：初期導入に係る費用**
**※2運用保守：運用保守業務に係る費用**